

## これから生まれてくる赤ちゃんのために

### ●児童虐待について知っておこう

虐待を受けた子どもは、生命や身体の危険だけでなく、精神的な障害を残す危険があります。これらの危険から子どもを守り、安全を確保するため、周囲の人は虐待を受けたと思われる場合や不自然さを感じた時は、関係機関に通告・相談することが大切です。

### 児童虐待の定義

#### 児童虐待とは・・・

**身体的虐待** 殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など

**性的虐待** 性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

**ネグレクト** 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、保護者以外の同居人による虐待を放置すること、保育園や学校に通わせない など

**心理的虐待** 言葉による脅し、無視、兄弟間での差別的扱い、子どもの目の前で家庭内暴力を行う など

### 子どもを虐待から守るために

### ●見過ごすな、幼い子どものSOS

児童虐待は、家庭という密室で起こることが多く、実際の虐待現場を目撃して発見されることはまれです。しかし、虐待を受けている子どもは、何らかのSOSのサインを出していることが多くあります。こうしたことに気づいたら、児童相談所や役場に通告・相談しましょう。「もしかしたら虐待かな・・・」程度の疑問でも通告しましょう。

※通告者の情報は、相談先の機関以外は知られることはありません。



## ●子どもからのサイン

- 不自然なアザ・やけど・打撲
- 極端に痩せているなどの栄養失調状態
- 衣服やからだ(髪や手足等)が不潔
- 無表情、大人を見るとおびえる
- 落ち着きがなく乱暴、情緒不安定 など

## ●保護者からのサイン

- 子どもの健康や安全への配慮がされていない
- 子どもを家に置いたまま、よく外出する
- いつもイライラして子どもに当たる
- 地域との交流がなく孤立している
- 衣類、寝具が不衛生状態 など



## 「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけた時の連絡は...

「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけた時や、ご自身の出産や子育てに悩んだときは、児童相談所や市町村窓口にご相談して下さい。

「児童虐待」の連絡は、配偶者や、保護者以外の同居人の行う行為も含まれます。

### 問合せ

- 新潟中央児童相談所 ☎025-381-1111
- 児童相談所全国共通ダイヤル ☎0570-064-000
- 阿賀町役場 町民生活課福祉係 ☎92-5761



### オレンジリボン

子ども虐待を防止するというメッセージが込められています